

# 質 疑 書

告示番号第 415 号

件名 中央保育所移転新築設計委託

	質 問 事 項	回 答
1	履行実績について、建物規模や建物用途や建築行為の種別などの要件はありますか。	建築コンサルタントの設計業務であれば原則として認めますが、最終的には事後審査時の判断によります。
2	履行実績について、『官公庁又はこれに準ずる機関(公社、公団、独立行政法人)』とありますが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」の(特殊法人等の範囲)の第一条で定める法人の履行実績は実績として認められますか。	履行実績として認めます。
3	設計書1-1 新築ほか設計委託料について、現地測量費1式として計上がありますが、確定測量は必要ない と考えてよろしいですか。	よろしいです。
4	設計書1-3 計画通知申請関係業務委託料について、適合性判定手数料は1式として計上がありますが、計画通知及び開発行為等の申請手数料は別途と考えてよろしいですか。	構造計算適合性判定以外の申請手続きは本市宛てのため、手数料は発生しないと考えています。
5		
6		